武陵会 個人情報保護規程

第1章 総則

第1条 （目的）

本規程は、武陵会における個人情報の適切な保護を徹底するため、その取得、利用、提供、取り扱いの委託その他の取り扱いにあたり会員等が遵守すべき基本的事項を定めることを目的とする。

第2条 （定義）

本規程における用語の意味は、次のとおりとする。

（1） 「個人情報」とは、武陵会会員の氏名、卒業年、住所、電話番号、その他の記述等により特定の会員個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

（2） 「情報主体」とは、個人情報により識別される（又は識別しうる）個人をいう。

（3） 「対象個人情報」とは、情報主体者、卒業年、武陵会役職等で識別され、開示もしくは提供の単位にまとめられた個人情報をいう。

（4） 「会員等」とは、武陵会の役員・理事・評議員を含む正会員および準会員をいう。

（5） 「個人情報保護法」とは、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」および「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」をいう。

（6） 「規程等」とは、本規程、細則およびマニュアル等を含む内部規定、国が定める指針、個人情報保護法等の関係法令その他の規範（地方自治体の条例および主務官庁のガイドラインを含む。以下同じ。）をいう。

（7） 「個人情報保護管理者」とは、会長によって指名された個人情報保護関係を担当する役員であって、個人情報保護の実施および運用に関する責任および権限を持つ者をいう。

（8） 「個人情報保護監査責任者」とは、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施および報告を行う責任および権限を持つ者をいい、監事がその任につく。

第3条 （適用範囲）

本規程は、武陵会の事業の用に供するすべての個人情報およびすべての会員等に適用する。

第4条 （規程等の遵守）

会員等は、規程等を遵守して個人情報の保護に努める。

2. 国内外の関係法令の規定が本規程よりさらに厳格な個人情報の保護を要求しているときは、当該関係法令が適用される限度において、当該関係法令の当該規定が本規程に優先する。

第2章 管理責任および管理体制

第5条 （管理責任および管理体制）

会長は、この規程および関係法令等の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取り扱いを確保するために役員の中から個人情報保護管理者を任命する。未選任の場合は、専務理事がその任につく。

専務理事が未選任の場合は、前専務理事がその任につく。

2. 個人情報保護管理者は、個人情報管理の推進のため、個人情報保護委員を任命し、個人情報保護委員会を設立する。
3. 武陵会における個人情報の取り扱いの推進は、個人情報保護委員会が行う。
4. 個人情報保護委員会は、個人情報保護管理者の指示に基づき、武陵会における個人情報保護管理の実行を担当する。
5. 会長は、この規程および関係法令等の運用監査の実施および報告を行うために、監事に対して個人情報保護監査責任者の役を任命する。

第6条　（管理体制の運営）

個人情報保護委員会は、個人情報における次の事項を運営する。

（1）　個人情報の利用目的および取得方法の決定
（2）　個人情報の取得にあたり情報主体に告知すべき内容および告知方法の決定
（3）　個人情報の第三者に対する提供および取り扱いの委託の決定、並びにその場合の当該第三者との間における個人情報保護のための契約措置の確保および当該契約書の保存
（4）　情報主体から開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止および第三者への提供の停止（以下「開示等」という。）に関する要求があったときの対応の決定（情報主体の情報主体確認を含む。）、および関係書類の保存
（5）　適用される個人情報保護管理および規程等への適合を実証するために必要な記録の作成および維持並びに当該記録の管理

第3章　個人情報の利用目的

第7条　（利用目的の特定と保有の制限）

武陵会において個人情報を保有するに当たっては、武陵会の活動を遂行するために必要又は有益な場合に限り、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を特定し、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

第8条　（利用目的の公表）

個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、情報主体が確認できるように、その利用目的を公表しなければならない。

（1）　武陵会から各種案内の発送および連絡をする場合（総会案内・会報等）
（2）　会員名簿を作成する場合
（3）　その他、会則に定める事項の遂行に必要と判断された武陵会の事業の運営のため
（4）　法令の規定に基づく場合

第4章　個人情報の取得

第9条　（取得方法）

個人情報の取得は、適正かつ公正な手段により、情報主体から直接行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業時の取得については、卒業生の同意を得て学校法人中野学園（以下中野学園という）から取得することができる。

3. 第1項の規定にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者から取得することができる。
   (1) 情報主体の同意がある場合
   (2) 個人情報保護法第17条第2項に定める場合

第5章 個人情報の利用と提供および委託

第10条 (利用の制限)

保有個人情報の利用は、第8条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することにより、情報主体又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
   (1) 情報主体の同意があるとき
   (2) 個人情報保護法第16条第3項に定めるとき
3. 前項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用するときは、対象とする保有個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、個人情報のうちの必要な事項に限定して利用しなければならない。
4. 個人情報保護管理者は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用するときは、その事実を記録しなければならない。

第11条 (個人情報の第三者提供の制限)

保有個人情報は、第三者へ提供してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは保有個人情報を第三者提供することができる。ただし、保有個人情報を第三者に提供することによって、情報主体の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
   (1) 個人情報保護法第23条に定めるとき
   (2) 情報主体の同意があるとき
3. 次の各号については、既知の事項であるため、情報取得時に情報主体から同意を得て保有個人情報を第三者提供することとする。
   (1) 中野学園の運営事業に利用するために中野学園から提供依頼があったとき
   (2) 武陵会会員の同期会(同窓会)およびクラブOB会の幹事から同期会(同窓会)およびクラブOB会開催通知発行のために提供依頼があったとき
   (3) 前2項の規定により、第三者提供する場合には、利用後廃棄するようにしなければならない。

第12条 (第三者提供の契約)

前条第2項又は第3項により、第三者提供を行う場合については、以下の事項を含む契約を書面等により締結しなければならない。

(1) 利用者の名称
(2) 利用の目的

（3）　利用する項目
（4）　提供の手段
（5）　利用期間
（6）　利用期間後の提供情報の廃棄方法
（7）　契約内容が遵守されなかった場合の措置
（8）　事件・事故が発生した場合の措置
（9）　利用者の個人情報の安全管理に関する事項

第13条　（第三者提供の公表）

第11条第2項又は第3項によりにより保有個人情報を第三者に提供する場合には、提供された個人情報の情報主体が確認できるように、前条の契約事項を公表しなければならない。

第14条　（個人情報の提供又は取り扱いの委託のときの措置）

保有個人情報を第三者にその取り扱いを委託するときは、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2.　保有個人情報の取り扱いを第三者に委託するときは、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定しなければならない。

3.　保有個人情報の取り扱いを委託するときは、受託者と以下の事項を含む契約を書面等により締結しなければならない。

（1）　受託者の名称
（2）　委託の期間
（3）　取り扱いの受託者の責任の明確化
（4）　個人情報の安全管理に関する事項
（5）　第三者提供の禁止
（6）　再委託に関する事項
（7）　契約内容が遵守されなかった場合の措置
（8）　事件・事故が発生した場合の措置

4.　個人情報を再委託するときは、再受託者が十分な個人情報の保護水準を満たしていることを確認したうえで、委託者と再受託者の間で、前項に定める第 6 号を除く事項を含む契約を書面等により締結するものとする。

5.　再受託者から、更なる委託については禁止とする。

第6章　正確性および安全性の確保

第15条　（正確性の確保）

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理する。

2.　前項の目的を達成するため、武陵会では、下記の情報を利用する。その範囲は、データ項目の更新のみで、新規項目データの取得はこの範囲ではない。

（1）　会議開催通知における不達情報
（2）　会議出席および欠席届に記載される住所変更情報
（3）　会費振込依頼書に記載される住所情報

（4）　同期会（同窓会）、クラブOB会からの更新情報
（5）　会員相互の更新情報

第16条（安全管理措置）
個人情報保護管理者は、取り扱う個人情報のリスクに応じて、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
2.　個人情報保護管理者は、個人情報をコンピュータシステムに記録又は保管するときは、当該コンピュータシステムについてネットワーク等を通じた接続、検索、改ざん、削除等の危険に対応した、識別、認証、アクセス制御、監査証跡取得等の適切な予防、監査措置を講じなければならない。

第17条（個人情報の消去等）
用済み後の個人情報を含む書類その他の媒体を廃棄するときは、書類については裁断、焼却又は溶解の方法により、電磁的記録についてはデータ消去又は媒体の破壊の方法により、これを行う。

第7章　情報主体からの開示請求等

第18条（開示請求）
保有個人情報に関して、情報主体から内容の開示を求められた場合は、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、個人情報保護法第23条に定める場合は、この限りでない。

第19条（訂正請求）
対象個人情報に関して、情報主体から内容の訂正、追加、項目の削除を求められた場合は、利用目的の達成の範囲以内で遅滞なくこれに応じなければならない。

第20条（利用停止請求）
情報主体から個人情報の運用に違反があるとの理由によって、対象個人情報の利用の停止又は、第三者提供の停止を求められた場合であって、その理由があることが判明した場合は、遅滞なく利用又は第三者提供を停止しなくてはならない。

第21条（通知および理由の説明）
前3条にて情報主体から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない場合、情報主体に対し遅滞なくその旨を通知し、その理由を説明しなければならない。

第8章　記録および監査

第22条（記録の管理）
個人情報保護委員会は、規程等への適合を実証するために必要な記録を作成し、かつ、維持しなければならない。

第23条（監査）
個人情報保護監査責任者は、個人情報の取り扱いについて、定期的に監査を行う。

第9章　その他

第24条 （規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の議を経て会長がこれを行う。